



鳥取県公報

平成 19 年 5 月 25 日 (金)
第 7 8 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|----------------|--|
| ◇ 告 示 | 土地改良法による換地処分 (468) (八頭総合事務所農林局) 2 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (469) (西部総合事務所福祉保健局) 2 |
| | 土地改良区の役員の退任 (470) (西部総合事務所農林局) 2 |
| | 土地改良事業の工事の完了 (471) (〃) 2 |
| | 土地改良事業の同意 (472) (日野総合事務所農林局) 3 |
| ◇ 教委規則 | 鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則 (6) (教育総務課) 3 |
| ◇ 内水面漁 管委告示 | あゆの採捕の禁止 (4) 4 |
| ◇ 労働委員 会告示 | 労働委員会のおっせん員候補者の氏名、関歴等 (3) 4 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (管財課) 6 |
| | 随意契約の相手方の決定 (指導管理課) 9 |
| ◇ 正 誤 | 平成 18 年 9 月 15 日付鳥取県告示第 670 号中訂正 9 |

告 示

鳥取県告示第 468 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区見槻2工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

鳥取県告示第 469 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日 |
|------------|--------------|--------------------------|---------------------------|-------------|--------------------|
| 有限会社 N・M・S | 米子市米原九丁目7-30 | すいれんケアサービス | 米子市米原九丁目7-30 | 居宅介護、重度訪問介護 | 平成19年2月23日及び同年5月1日 |

鳥取県告示第 470 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岩 垣 開 三 米子市淀江町西尾原83-1

平成19年4月25日退任

鳥取県告示第 471 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|---------------------|--------------------|------------|
| 下大沢地区土地改良事業 共同施行 | 非補助土地改良事業下大沢地区区画整理 | 平成19年3月16日 |

鳥取県告示第 472 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業員田地区農業用排水施設)について、平成 19 年 5 月 17 日同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

教育委員会規則

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第 6 号

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に法令又は条例若しくは規則に定めるもののほか、教育委員会の機関(鳥取県教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する教育委員会事務局及び学校その他の教育機関をいう。以下同じ。)における各種の証明書等(証明書、登録証、合格証その他これらに類する書類をいう。以下同じ。)の交付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 次に掲げる事務(以下「証明書等交付事務」という。)を求めようとする者(以下「申請者」という。)は、別に法令又は条例若しくは規則に規定がある場合を除き、当該証明書等交付事務を求める旨の書類(以下「申請書」という。)を当該証明書等交付事務を行う教育委員会の機関に提出するものとする。

(1) 教育委員会の機関が交付すべき証明書等の交付

(2) 教育委員会の機関が書換交付又は再交付を行うべき証明書等の書換交付又は再交付

2 申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(2) 証明書等交付事務を求める旨並びにその内容及び理由

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、証明書等交付事務を行う教育委員会の機関の長があらかじめ指定する事項

3 申請者が教育委員会の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、鳥取県収入証紙規則(昭和 39 年鳥取県規則第 17 号)の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を証紙により納付することとされているときは、申請者は、同規則の定めるところにより、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付けて納付

するものとする。

(証明書等交付事務)

第 3 条 前条の規定により証明書等交付事務を行う教育委員会の機関に申請書が提出されたときは、当該機関の長は、別に法令又は条例若しくは規則に定める場合を除き、速やかに求められた証明書等交付事務を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

| 採捕を禁止する河川 | | 禁止する漁法 | 禁止する期間 |
|------------------------------------|--|-----------------|-----------------------|
| 1 千代川水系に係る河川 | 八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。 | さお釣（引懸（ゾロ）を含む。） | 平成19年6月1日から同月14日まで |
| | | 投網 | 平成19年6月1日から同月30日まで |
| | 上記以外の区域 | さお釣（引懸（ゾロ）に限る。） | 平成19年6月1日から同月14日まで |
| | | 投網 | 平成19年6月1日から同月30日まで |
| 2 天神川水系に係る河川 | | 投網 ヤス | 平成19年6月1日から同年7月1日正午まで |
| 3 日野川水系に係る河川 | | 投網 | 平成19年6月1日から同年7月1日正午まで |
| 4 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域） | | 投網 | 平成19年6月1日から同月30日まで |
| 5 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域） | | 投網 | 平成19年6月1日から同月30日まで |

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第3号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成19年5月25日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

| 氏 名 | 住 所 | 現 職 等 | 委 嘱 年 月 日 |
|-----------|---------|--|------------|
| 松 田 道 昭 | 東伯郡琴浦町 | 鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員 | 平成19年5月10日 |
| 安 本 仁 子 | 米子市 | 鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所米子支部民事調停委員 米子簡易裁判所民事調停委員 近畿大学豊岡短期大学特任教授 | 〃 |
| 安 酸 早 苗 | 米子市 | 鳥取県労働委員会委員 社会保険労務士 | 〃 |
| 太 田 正 志 | 米子市 | 鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士 | 〃 |
| 河 本 充 弘 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士 | 〃 |
| 杉 本 善 三 郎 | 倉吉市 | 弁護士 | 〃 |
| 松 本 伸 介 | 八頭郡八頭町 | 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士 | 〃 |
| 長 井 い ず み | 鳥取市 | 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士 | 〃 |
| 竹 内 篤 子 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会委員 元全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部 職員 | 〃 |
| 仁 宮 敬 富 | 島根県松江市 | 鳥取県労働委員会委員 全国一般労働組合鳥取地方本部会長 | 〃 |
| 磯 江 智 昭 | 東伯郡湯梨浜町 | 鳥取県労働委員会委員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 | 〃 |
| 竹 内 克 徳 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会委員 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 | 〃 |
| 手 嶋 ひ と み | 東伯郡北栄町 | 鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員 | 〃 |
| 安 田 邦 夫 | 米子市 | 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 | 〃 |
| 福 田 光 明 | 八頭町 | 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長 | 〃 |
| 五十嵐 美知義 | 鳥取市 | 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長 | 〃 |
| 杵 村 善 久 | 米子市 | 鳥取県労働委員会委員 株式会社山陰放送代表取締役社長 | 〃 |

| | | | |
|-----------|--------|---------------------------------|-----------|
| 上 原 信 一 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会委員 社団法人鳥取県経営者協会専務理事 | 〃 |
| 山 本 智 通 | 米子市 | 鳥取県労働委員会委員 境港海陸運送株式会社代表取締役社長 | 〃 |
| 川 口 眞 佐 子 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会委員 株式会社川口義治商店常務取締役 | 〃 |
| 稲 井 幾 子 | 倉吉市 | 鳥取県労働委員会委員 株式会社いなき取締役副社長 | 〃 |
| 住 田 篤 美 | 米子市 | 米子商工会議所専務理事 | 〃 |
| 石 富 和 彦 | 鳥取市 | 株式会社鳥取銀行常勤監査役 | 〃 |
| 山 根 邦 重 | 東伯郡琴浦町 | 倉吉商工会議所専務理事 | 〃 |
| 足 田 晃 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会事務局長 | 平成18年4月1日 |
| 竹 本 英 雄 | 鳥取市 | 鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長 | 平成14年4月1日 |

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

軽自動車（新車） 53 台

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（自動車ごとの借入期間は、入札説明書による。）

(4) 借入場所

鳥取県庁本庁舎及び各地方機関（自動車ごとの借入場所は、入札説明書による。）

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る(3)の借入期間中の賃貸借料の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 6 月 11 日（月）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- （3）平成 19 年 5 月 25 日（金）から同年 7 月 3 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）自動車のリース契約を履行した実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。
- （5）契約の締結後、保守、点検、修理その他のメンテナンスサービスを貸付先の求めに応じて速やかに提供することができること。
- （6）本店、支店若しくは営業所を鳥取県内に有し、又は 1 の（3）の借入期間の初日までに有することとなる者で、契約の履行に関する連絡及び調整について即座に対応できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課管理係

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7085

（2）競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3）入札説明書等の交付方法

平成 19 年 5 月 25 日（金）から同年 6 月 26 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 19 年 5 月 25 日（金）から同年 6 月 26 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 3 日（火）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

鳥取県庁営繕入札室（鳥取県庁第二庁舎 4 階）

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の（1）の場所に平成 19 年 6 月 26 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 53 light vehicles

(2) Leasing term and Delivery term : From August 1, 2007 through March 31, 2014.

The details of the products to be leased are followed to the specifications.

(3) Leasing place : Tottori Prefectural Government and additional places.

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. June 26, 2007

(5) Date and time for the submission of tenders : 1 : 30 p.m. July 3, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 noon July 3, 2007

(6) Contact point for the notice : Property Management Division

General Affairs Department, Tottori Prefectural Government

1-220 Higashi-machi Tottori-city 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7085

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 財務会計システム運營業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方の名称 及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目 220 |
| 5 契約金額 | 183,668,835 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の 名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局指導管理課 鳥取市東町一丁目 220 |

正 誤

平成 18 年 9 月 15 日付鳥取県告示第 670 号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6
行 下から 3
誤 1199 の 2
正 1119 の 2